

総合区素案に関していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

(2) 区割り・区の名称・総合区役所の位置（64件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
43 どのような考えにより区割りをしたのか。	20	・総合区の区割りは、決定したものではなく、総合区素案をもとに市会において議論が進められています。 ・素案では、総合区を設置する場合に行う住民に身近な行政サービスの提供と、そのために必要な体制整備に要するコストのバランスを考慮した結果、8区への合区が必要としています。その上で、8区の区割り案の策定にあたっては、各総合区における将来（平成47年）の人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内、分区・合区の歴史的経緯、鉄道網の接続や商業集積、工営所や公園事務所など既存事業所の活用、防災、という5つの具体的な視点から総合的に判断し、区割り案として示しています。
44 8区以外の区数は検討しないのか。	5	・総合区素案の作成に先立ち、区数を5区、8区、11区と想定した総合区の概案を取りまとめ、意見募集・説明会を開催し、住民の皆さんからご意見をいただくなど、検討を進めました。 ・総合区長のマネジメントのもと、住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するためには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 ・住民に身近な行政サービスの提供と、その体制整備に要するコストのバランスを考慮した結果、8区に合区することが適切として素案をとりまとめています。素案をもとに、今後市会での議論を進め、決定していくことになります。
45 総合区の区割りの5つの具体的な視点のうち、「住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮」とあるが、具体的にはどんなことを考えているのか。	1	・総合区域内で住民の移動や交流の確保が円滑に行えるよう、区域内で行き来できる鉄道の路線がどうなっているかの状況を踏まえつつ、例えば、なんば、阿倍野などの大規模商業集積地域は、出来る限り同一の総合区内にあることが望ましいという点を考慮したところです。
46 区割りは、なぜ一区あたり30万人規模としているのか。	3	・総合区長のマネジメントのもと、住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するためには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 ・住民に身近な行政サービスの提供と、その体制整備に要するコストのバランスを考慮した結果、8区に合区することが適切として総合区素案をとりまとめています。 ・また、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。 ・このため、区の有する活力について、将来的にも総合区間の格差をあまり生じさせない必要があると考え、市の将来推計人口（平成47年）を踏まえ、各区間で一定の均衡が図れるよう30万人規模としています。
47 将来人口規模を「平成47年」としているが、平成47年にしている根拠が不明です。	1	・「各総合区の概要（第一区～第八区）」に記載しているとおり、現在の人口が平成27年10月の国勢調査を基に記載しており、それから一定期間を経過した将来のイメージをお持ちいただけるよう、その20年後となる平成47年の将来推計人口を記載しています。
48 行政改革に賛成しますが、地域性を考えた区割案とは思えない。港区の場合、西区、大正区とのつながりは深いが、此花区、福島区とのつながりは薄い。各区長がこの区割り案に同意したのなら、同意した経緯を公表していただきたい。	1	・区割り案の策定にあたっては、人口規模 分区・合区の歴史的経緯、鉄道網の接続や商業集積、工営所や公園事務所など既存事業所の活用、防災の5つの視点から総合的に判断し「8区」の区割り案を副首都推進局でまとめました。 ・その区割り案について、平成29年3月3日に区長会議に説明を行い、同年3月17日に区長会議から「示された案については、5つの具体的な視点が反映されており、総合的な視点から案を了承する。」との意見が示されたところです。 ・これらの経緯については、市のホームページに掲載しております。 平成29年3月3日 区長会議 http://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi/shimin/0000392934.html 平成29年3月17日 区長会議 http://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi/shimin/0000394492.html
49 二区と五区は工営所が存在しないが、総合区の設置が決定された場合にこの二区と五区のエリアに工営所を新設することになるのか、あるいは既存の工営所が何区と何区を掛け持ちで担当するのか。	1	・区域内に現在工営所が設置されていない第二区と第五区については、それぞれ工営所を設置しますが、コストを抑制するという観点から既存の施設を活用することとしており、同一の総合区域内もしくは近隣の市有施設を活用することで、設置することを想定しています。

(2) 区割り・区の名称・総合区役所の位置（64件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
50 総合区の名称はどのように決定するのか。	13	・総合区の名称は決定したものではなく、総合区素案においては、仮称を記載しています。 ・名称は、総合区の設置決定後、設置する日までの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定めることとなります。 ・その際、方位、地勢、地域の歴史等も考慮し、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとすることを基本としています。
51 区の名称が変わると、各区にある施設の名称も変わるのか。	1	・総合区の名称は仮称であり、現時点（平成30年2月14日）では確定していません。 ・総合区の名称が決定すれば、区民センター等施設の名称も、それに合わせて変更する可能性はあると考えております。
52 総合区を設置すると、住民の住所も変わるのか。	8	・総合区の名称については、総合区の設置決定後、設置するまでの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定めることにしています。 ・また、町の名称も区の名称に準じて市長が定めることにしており、結果として現在の区名が変わることになれば、住所も変更されることになります。 ・なお、住所変更が生じる際に、住民への影響を最小限とするよう、関係機関と調整を行う予定です。
53 総合区役所の位置はどのように決めたのか。	4	・総合区役所の庁舎については、現在の区役所庁舎から選定することとしています。 ・選定にあたっては、地方自治法の規定に基づき、住民の利便性を考慮することになっているが、総合区素案では具体的には ○住民からの近接性（総合区内の人口が全体としてバランスのとれる地点から庁舎までの距離） ○交通の利便性（総合区内での現区役所間の公共交通利用による所要時間） ○地域における中心性（当該総合区を構成する現行政区の間での移動者数） を考慮すべき条件として点数化して、評価しています。 ・その点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、素案の組織体制における職員数を基に、各庁舎が必要となる延床面積を充足しているかの検証をした上で、素案において「選定庁舎」をお示ししています。
54 総合区役所では、職員が増えるが、現庁舎で収容できるのか。	4	・総合区役所の庁舎については、現在の区役所庁舎から、住民の利便性を考慮し、選定することとしています。 ・選定にあたり、総合区素案の組織体制における職員数を基に、必要となる延床面積が充足しているかの検証を行った結果、素案で示した「選定庁舎」は、概ね、延床面積は充足すると見込んでいます。 ・なお、第四区の総合区庁舎（現城東区庁舎）は、必要な延床面積が一部不足することになりますが、現区役所の近隣に活用可能な市有施設があるため、この施設も含め総合区庁舎として活用することを想定しております。
55 区割りについては、今後変動するのか。	1	・総合区素案でお示ししている区割り案については、現在、市会において議論が進められています。 ・今後、その議論を踏まえ、確定していくことになります。
56 区割りについて、インターネットや別途冊子を発行するなど、区割りの説明をする予定はあるか。	1	・現在検討している大阪における総合区素案につきましては、既に大阪市のホームページでご覧いただけます。この他、広報紙等を活用することなどにより、今後とも住民の皆さんへ広く周知できるよう広報に努めていきます。 総合区の検討状況について http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000394392.html
合計	64	